

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 0 日
(医療管理・情報管理課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

都市部での感染拡大を踏まえた対応について

平素より本会会務の運営に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症問題に関し、これまでは「感染者、感染疑い者は、保健所、相談窓口で対応され、歯科診療所では扱わない」との前提で、通常診療では標準予防策(スタンダードプリコーション)の徹底を中心に対応をお願いしていましたが、大都市を中心に更なる感染の拡大がみられることから、日常診療にあたって改めて以下の点にご留意の上、適切な院内感染対策を講じていただくようお願いいたします。

- ・診療所入り口、待合室に患者の注意する事項を明示する（日歯ホームページ記載の歯科医療機関用掲示物「患者さんへのお願い」等活用）
- ・感染者ならびに感染疑い患者は、従来同様、電話の対応に留め帰国者・接触者相談センターを紹介する。
受付での電話対応が適切にできるようスタッフへの周知を徹底する。
尚、直接来院時は院内での対応は避け院外での対応が望ましい。
- ・待合室の雑誌等の撤去、消毒作業のいっそうの励行を行う。
- ・診療にあたっては「標準予防策」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に則りサージカルマスク等の着用、機器消毒など十分な感染対応策を講ずる。
- ・診療室環境対策のため十分な換気・消毒や待合室の密集化防止のため予約調整等を行う。
- ・スタッフに対し毎日の検温等の健康管理・感染予防研修を行う。
- ・院長、従業員が感染した場合は、直ちに管轄保健所に連絡し指示に従う。また都道府県歯科医師会宛ご報告頂く。
- ・診療した患者に陽性者が出た場合は、直ちに管轄保健所に連絡し指示に従う。また都道府県歯科医師会宛ご報告頂く。

現在、感染拡大の状況は地域により大きく異なることから、都道府県歯科医師会において必要な措置もご検討ください。本対策本部では、日本歯科医学会、厚生労働省当局と緊密な連携を取ると共に、専門家の意見も確認しつつ、鋭意対策を講じて参ります。